訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウエブサイト掲示について

当ステーションは、看護師等(准看護師を除く)がオンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関係する施設基準は以下の通りです。

- 1、厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成 4 年厚生省令第 5 号)第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- 2、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- 3、居宅同意取得型のオンライン確認等システムの活用により、看護師等が利用者様の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
- 4、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
 - ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している.
 - イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる.
- 5、4の掲示事項について、ウエブサイトに掲載していること。

2025 年 4 月吉日 医療法人健康会 訪問看護ステーションいしかわ